

寝屋川北部地下河川の事業概要書について

1. 寝屋川北部地下河川事業の概要
2. 大深度地下使用検討に至った経緯
3. 平面ルート決定
4. 大深度地下深さと地下河川縦断線形の決定
5. 都市計画変更手続
6. 事業概要書
7. 大深度地下使用法手続きについて
8. 事前の事業間調整手続きについて（法第12条）

平成28年10月21日(金)

大阪府 都市整備部

1. 寝屋川北部地下河川事業の概要①

寝屋川流域はその地形的特徴から水はけが悪いため、「総合治水対策」により、河川・下水道が一体となって治水対策を進めています。

寝屋川北部地下河川は、上流端を寝屋川市讃良東町、下流端を大阪市都島区中野町とする、総延長約14kmの地下放水路です。河川および流域下水道増補幹線から取水し、下流端でポンプにより一級河川旧淀川（大川）に250m³/sを排水する計画です。

寝屋川水系流域図

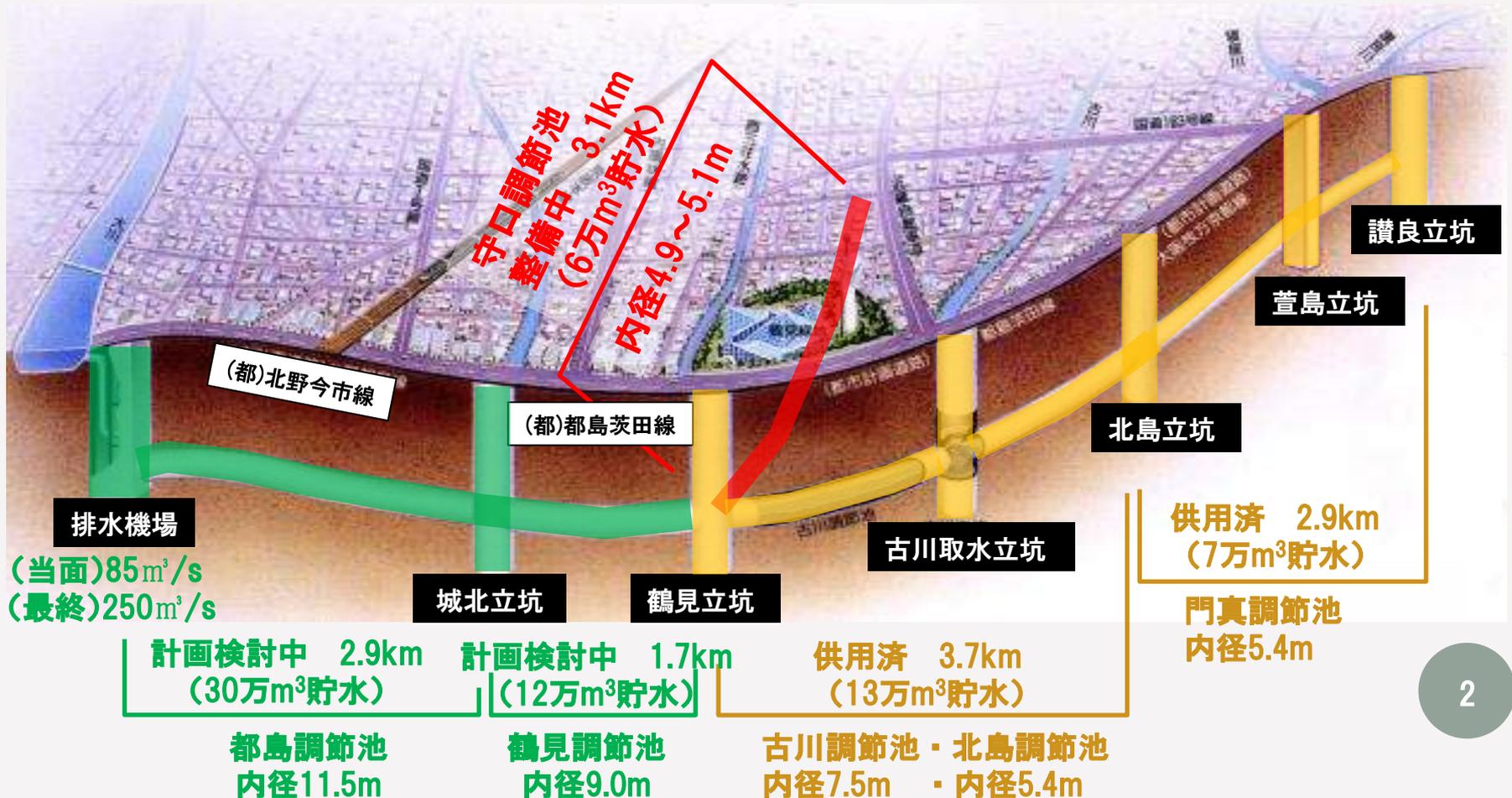


寝屋川北部地下河川



1. 寝屋川北部地下河川事業の概要②

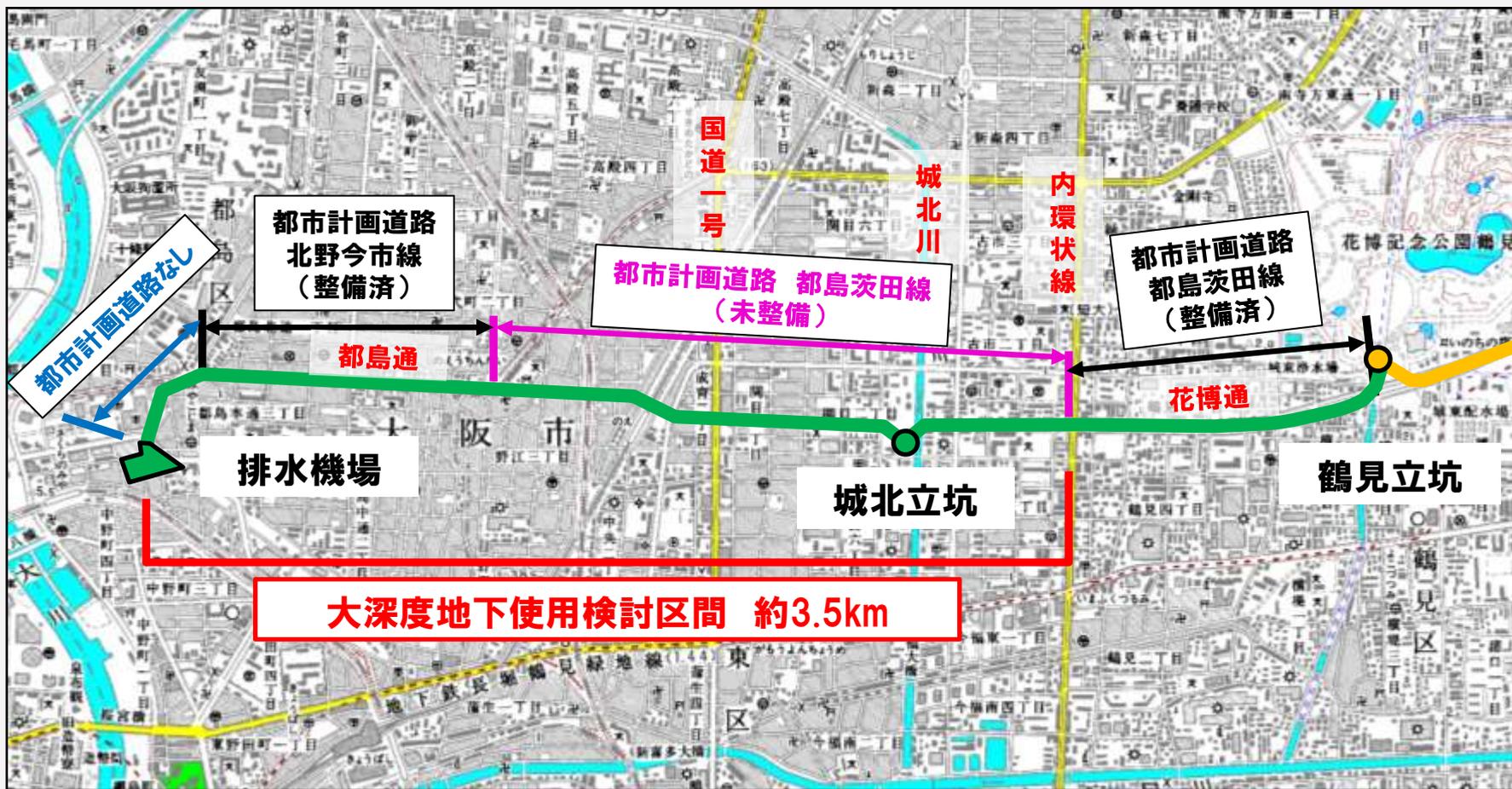
寝屋川北部地下河川は、一定区間の完成ごとに雨水貯留施設として暫定供用を行っており、現在、鶴見立坑～讚良立坑間が完成済みで、20万m³の貯留能力を確保しています。守口市域からの枝線（守口調節池）も施工中であり、H32年度の完成を目指しています。鶴見立坑～排水機場の区間が事業未着手の状態です。



2. 大深度地下使用検討に至った経緯

今後施工予定の鶴見立坑以西の一部区間で都市計画道路の事業化の見通しが立っておらず、地下河川が埋設できないため、大阪府河川構造物等審議会に「大深度地下使用検討部会」を設置し、大深度地下使用による事業実施について、学識経験者の意見を聴いて検討を進めています。

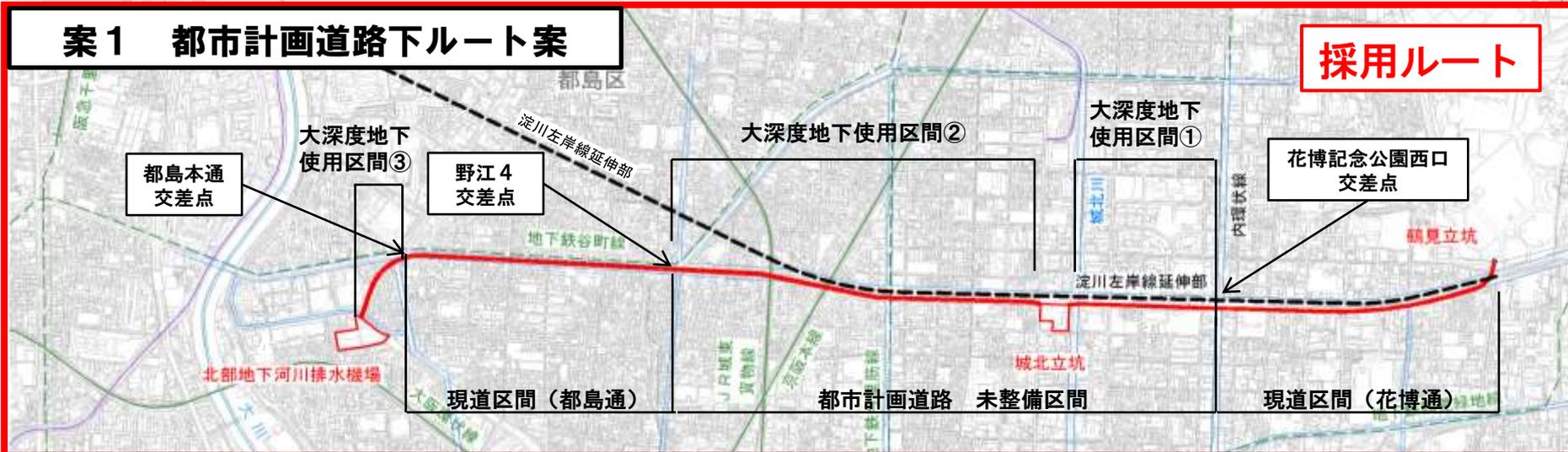
大深度地下使用法…大深度地下の公共的使用に関する特別措置法



3. 平面ルート決定

平面ルートについては、都市計画道路下に埋設するルート（案1）と、一部区間を最短距離で接続するルート（案2）を比較しました。事業効率や住民への影響等を総合的に評価した結果、大深度地下使用の都市計画道路下ルート案が最適となりました。

案1 都市計画道路下ルート案

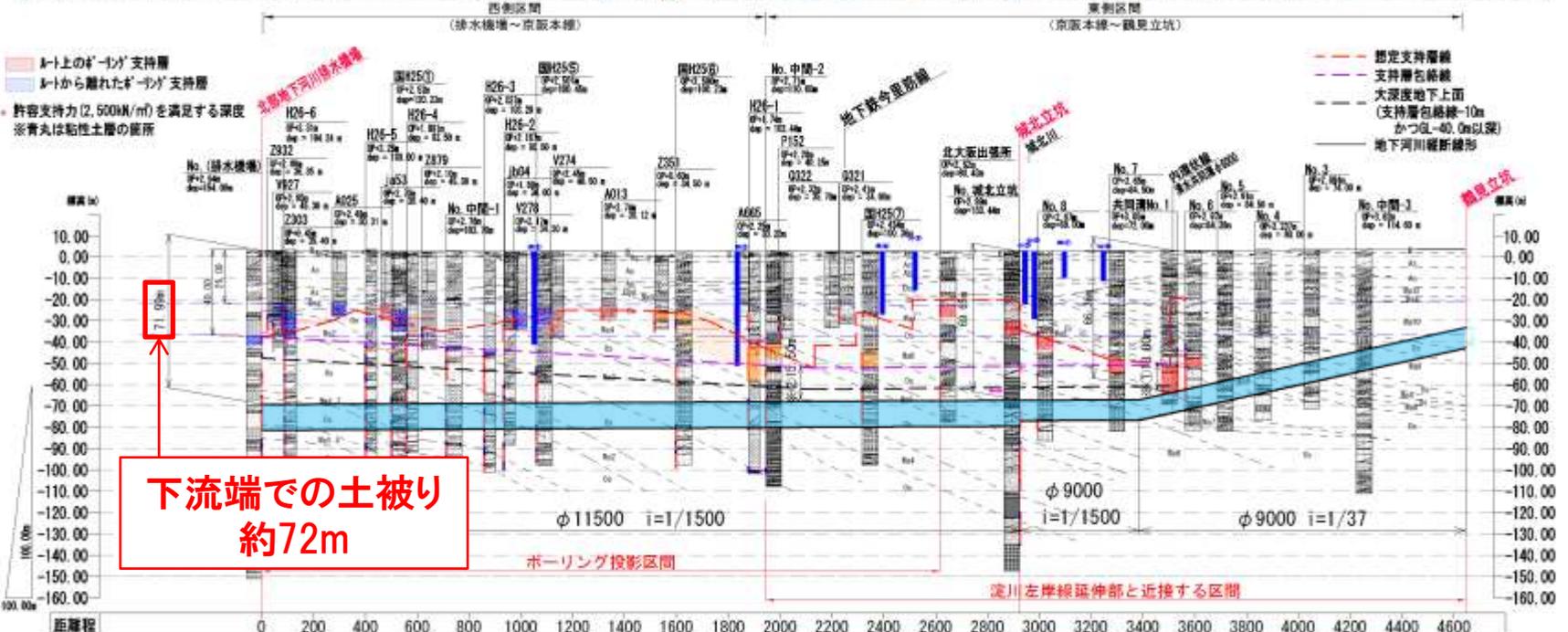


案2 直線ルート案



4. 大深度地下深さと地下河川縦断線形の決定

大深度地下深さは、既存建築物の基礎杭の根入れやボーリング調査結果を踏まえて、将来にわたって基礎杭等が貫入する恐れのない深度を特定し、これよりも深部に地下河川の縦断線形を計画しました。



下流端での土被り
約72m

※①: 基礎杭の根入れ2m+内径φ.0m+セグメント厚0.5m×2+維持管理等のための離隔1m=13.0m
 ※②: 基礎杭の根入れ1.2m+内径φ.11.5m+セグメント厚0.5m×2+維持管理等のための離隔1m=15.5m

5. 都市計画変更手続

寝屋川北部地下河川事業は平成2年度に都市計画決定を行っていますが、現在、大深度地下使用に合わせた立体都市計画に変更する為の手続を進めています。（平成27年12月に住民説明会開催済、平成28年度中に告示予定）

立体都市計画のイメージ

地表面

建築物

通常、都市計画施設の区域には一定の建築制限がかかりますが、立体都市計画区域では区域に定められた離隔と荷重条件を満たせば、都市計画法に基づく建築許可が不要となります。

建築物の建設による、
増加荷重の限度を定めます。

地下河川からの
最低限の離隔を定めます。

地下河川

立体的な都市計画を定める範囲

都市計画変更スケジュール

平成27年度

都市計画変更
地元説明会

公聴会
(公述申出なし)

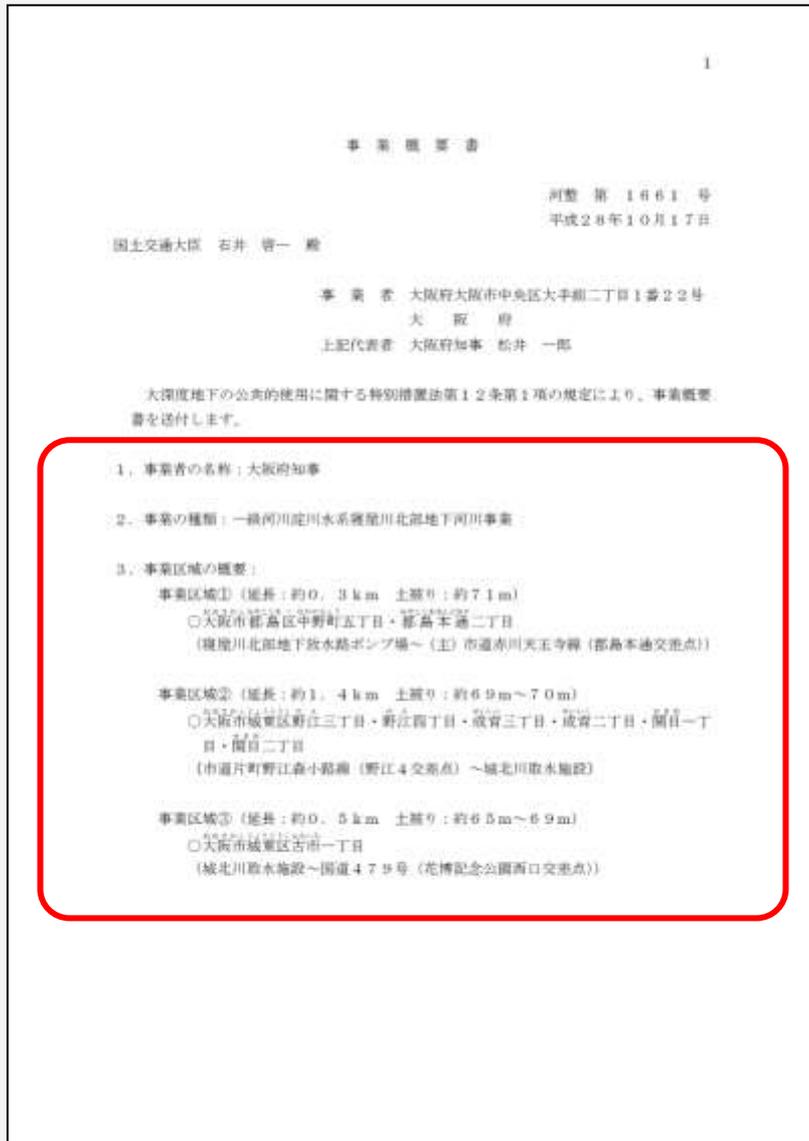
平成28年度

都市計画案の縦覧・
意見書の募集

大阪府都市計画
審議会

都市計画変更告示

6. 事業概要書（本文 1 / 4）



1. 事業者の名称：
大阪府知事

2. 事業の種類：
一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業

3. 事業区域の概要：
事業区域①
（延長：約0.3km、土被り：約71m）
事業区域②
（延長：約1.4km、土被り：約69m～70m）
事業区域③
（延長：約0.5km、土被り：約65m～69m）

（一部省略）

6. 事業概要書（本文 2 / 4）

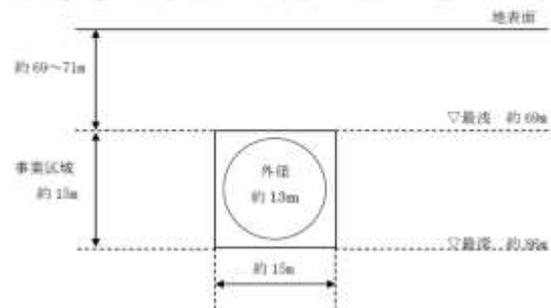
2

【事業区域の標準部イメージ】 （次頁）

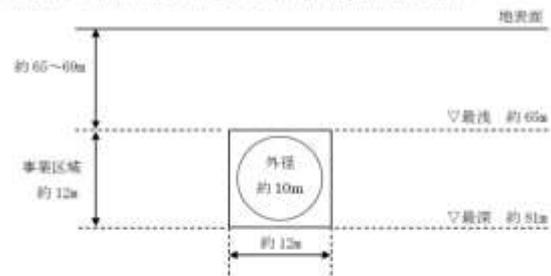
【事業区域の標準部イメージ】

事業区域① 渡尾川北部地下水路ポンプ場～（主）市道赤川天王寺線（郡島本道交差点）

事業区域② 市道片町野江森小路線（野江4交差点）～城北川取水施設



事業区域③ 城北川取水施設～国道479号（花博記念公園西口交差点）



※6. 事業概要図 を参照

4. 使用の用地の子定時期及び期間:

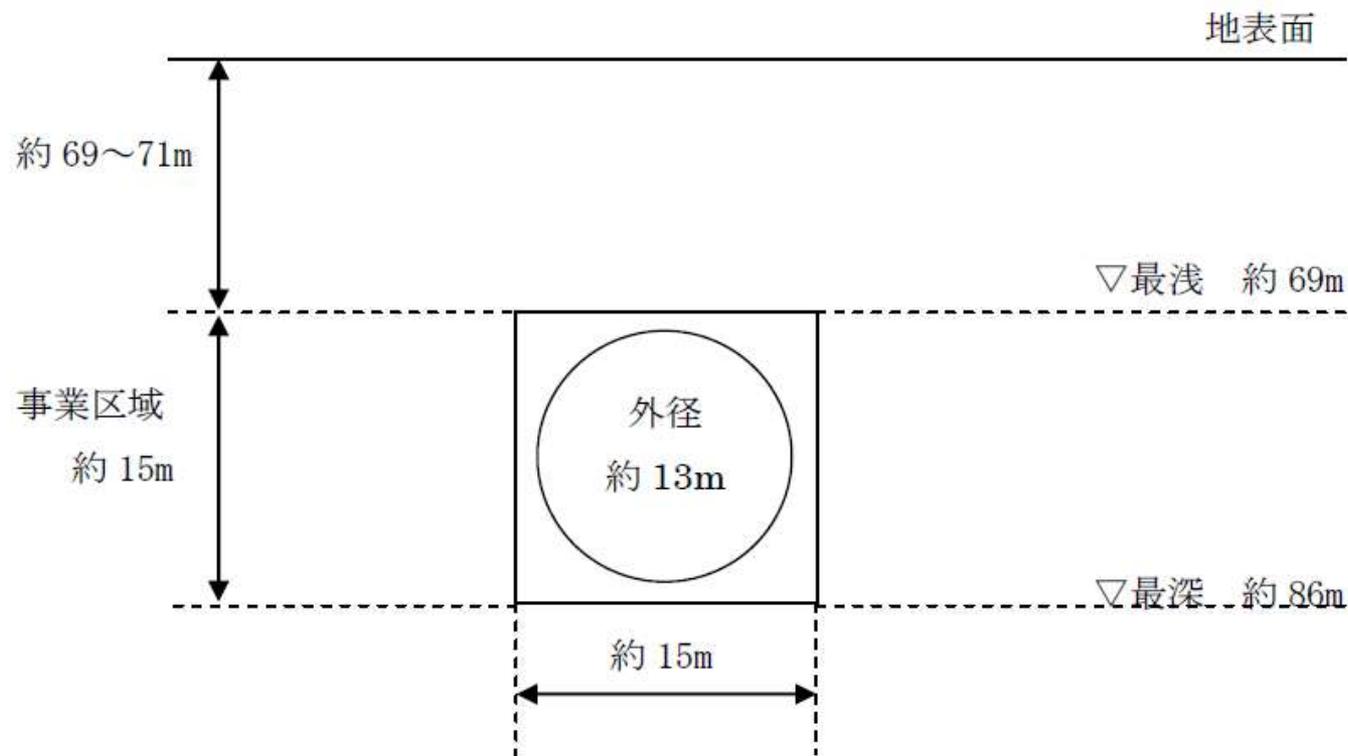
法第21条第1項の規定による告示の日から5の事業に係る施設が3の事業区域に
存続する限り

6. 事業概要書（本文 2 / 4）

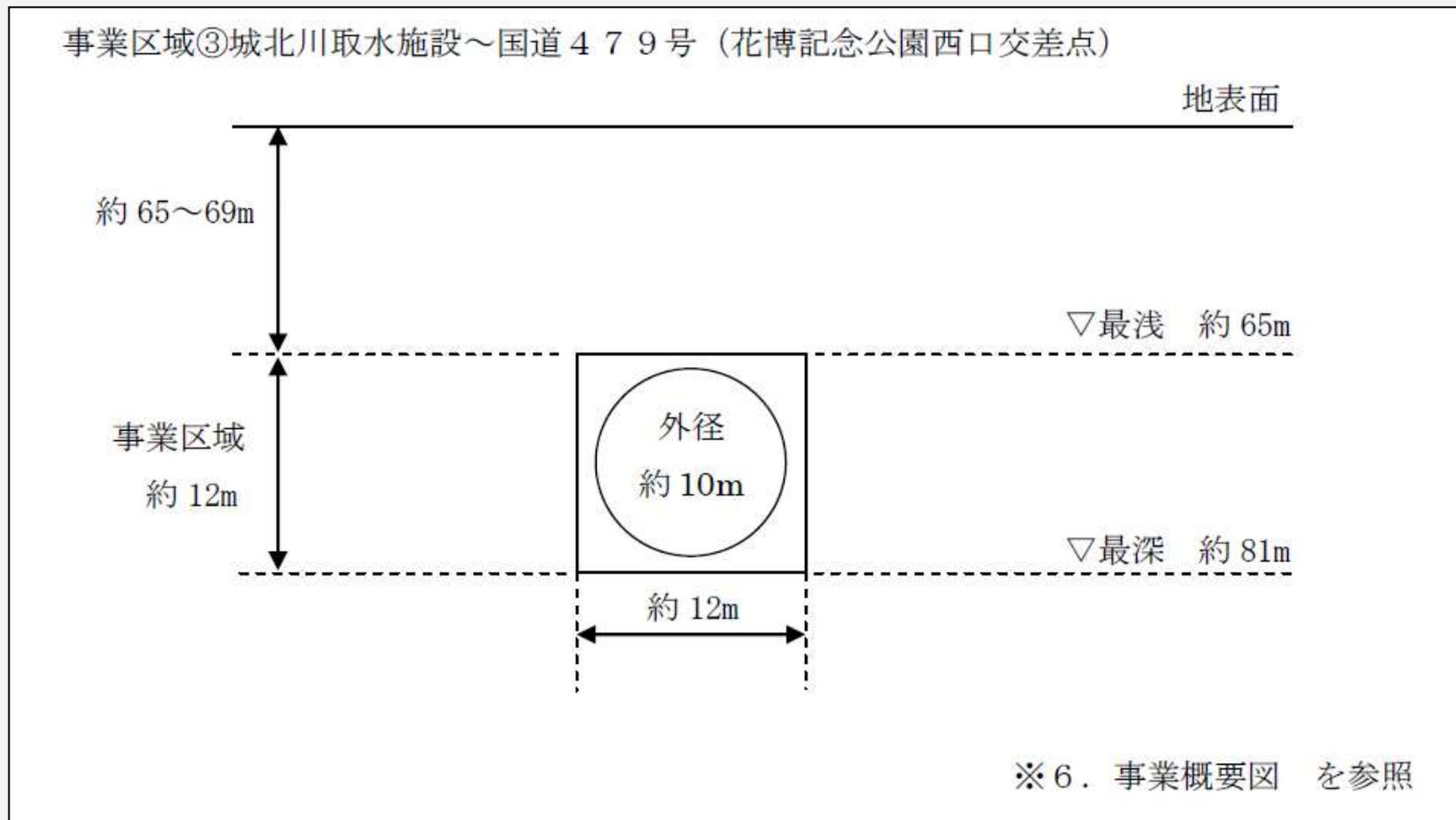
【事業区域の標準部イメージ】

事業区域①寝屋川北部地下放水路ポンプ場～（主）市道赤川天王寺線（都島本通交差点）

事業区域②市道片町野江森小路線（野江4交差点）～城北川取水施設



6. 事業概要書（本文 2 / 4）



6. 事業概要書（本文 2 / 4）

2

【事業区域の標準部イメージ】

事業区域①堺尾川北部地下放水路ポンプ場～（主）市道幸川天王寺線（郡島本通交差点）
事業区域②市道片町野江森小路線（野江4交差点）～城北川取水施設

事業区域③城北川取水施設～国道479号（花博記念公園西口交差点）

※6. 事業概要図 を参照

4. 使用の開始の予定時期及び期間：
法第21条第1項の規定による告示の日から5の事業に係る施設が3の事業区域に
存続する限り

4. 使用の開始の予定時期及び期間
法第21条第1項の規定による告示の日から
5の事業に係る施設が3の事業区域に
存続する限り

6. 事業概要書（本文 3 / 4）

3

5. 事業計画の概要

(1) 事業名 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業

(2) 事業の目的及び内容

1) 寝屋川流域は、流域面積267,9km²の流域で、流域の約75%にあたる地域が、降った雨が直接河川に流入できずにポンプにより排水する“内水域”となっています。また、川の水位が大坂湾の潮位により変動する“感潮河川”であり、その上、流域内河川の河床勾配が緩く、さらに最下流端の立橋口が狭小のため、降雨があればなかなか流れ出ない滞流河川となっています。さらに、流域の急激な都市化により、集中豪雨のたびに、都市型水害の浸水被害を受けたことから、このような浸水被害に対応するため、昭和63年に総合治水対策特定河川の指定を受け、平成18年には流域全体で総合治水対策を推進するため特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定したところであり、現在は、淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画の認可に基づき、治水対策を進めているところです。

2) 寝屋川北部地下河川は、寝屋川流域の内水域の浸水解消を目的に、延長約1.4、3kmの地下河川を整備するもので、寝屋川北部地下排水ポンプ場（以下、「ポンプ場」という。）から讃良立坑までの本線（延長約1.2km）と、本川途中に位置する鶴見立坑から松生立坑までの枝線（延長約0.1km）より構成されます。

本線の鶴見立坑から讃良立坑までの区間については完成済みであり、貯留施設として暫定供用しています。また、枝線の鶴見立坑から松生立坑までの区間については現在事業中です。

3) 事業未着手区間である、ポンプ場から鶴見立坑までの区間の、事業実施段階における作業工程については、現時点では、以下の通り見込んでいます。

区 間	工事区分	年 月																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
堀北川取水施設～ 鶴見立坑	貯留立坑築造	■	■	■	■																
	管路築造				■	■	■	■	■												
ポンプ場～ 堀北川取水施設	貯留立坑築造																				
	管路築造																				
	排水機器築造																				

5. 事業計画の概要

(1)事業名

一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業

(2)事業の目的及び内容

(省略)

3)事業実施段階における作業工程 (次頁)

6. 事業概要書（本文 3 / 4）

3)事業未着手区間である、ポンプ場から鶴見立坑までの区間の、事業実施段階における作業工程については、現時点では、以下の通り見込んでいます。

区 間	工事区分	年 目																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
城北川取水施設～ 鶴見立坑	発進立坑築造	■	■	■	■																	
	管路築造			■	■	■	■	■	■	■												
ポンプ場～ 城北川取水施設	到達立坑築造					■	■	■	■	■												
	管路築造							■	■	■	■	■	■	■								
	排水機場築造											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

6. 事業概要書 (本文 4 / 4)

4

(3) 計画位置・区間

大阪府大阪市都島区中野町五丁目～大阪府寝屋川市讃良東町

(事業区域①：大阪府大阪市都島区中野町五丁目～大阪府大阪市都島区都島本通二丁目)

(事業区域②：大阪府大阪市城東区野江三丁目～大阪府大阪市城東区関目二丁目)

(事業区域③：大阪府大阪市城東区古市一丁目)

(4) 施設概要

1. 計画延長 : 約14.3km
2. 計画高水流量 : 250m³/秒
3. 最小曲線半径 : 100m
4. 最急縦断勾配 : 約1/37

6. 事業概要図

- (1) 平面図
- (2) 縦断図
- (3) 横断図

(3) 計画位置・区間

大阪府大阪市都島区中野町五丁目～
大阪府寝屋川市讃良東町

(事業区域①：大阪府大阪市都島区中野町五丁目～
大阪府大阪市都島区都島本通二丁目)

(事業区域②：大阪府大阪市城東区野江三丁目～
大阪府大阪市城東区関目二丁目)

(事業区域③：大阪府大阪市城東区古市一丁目)

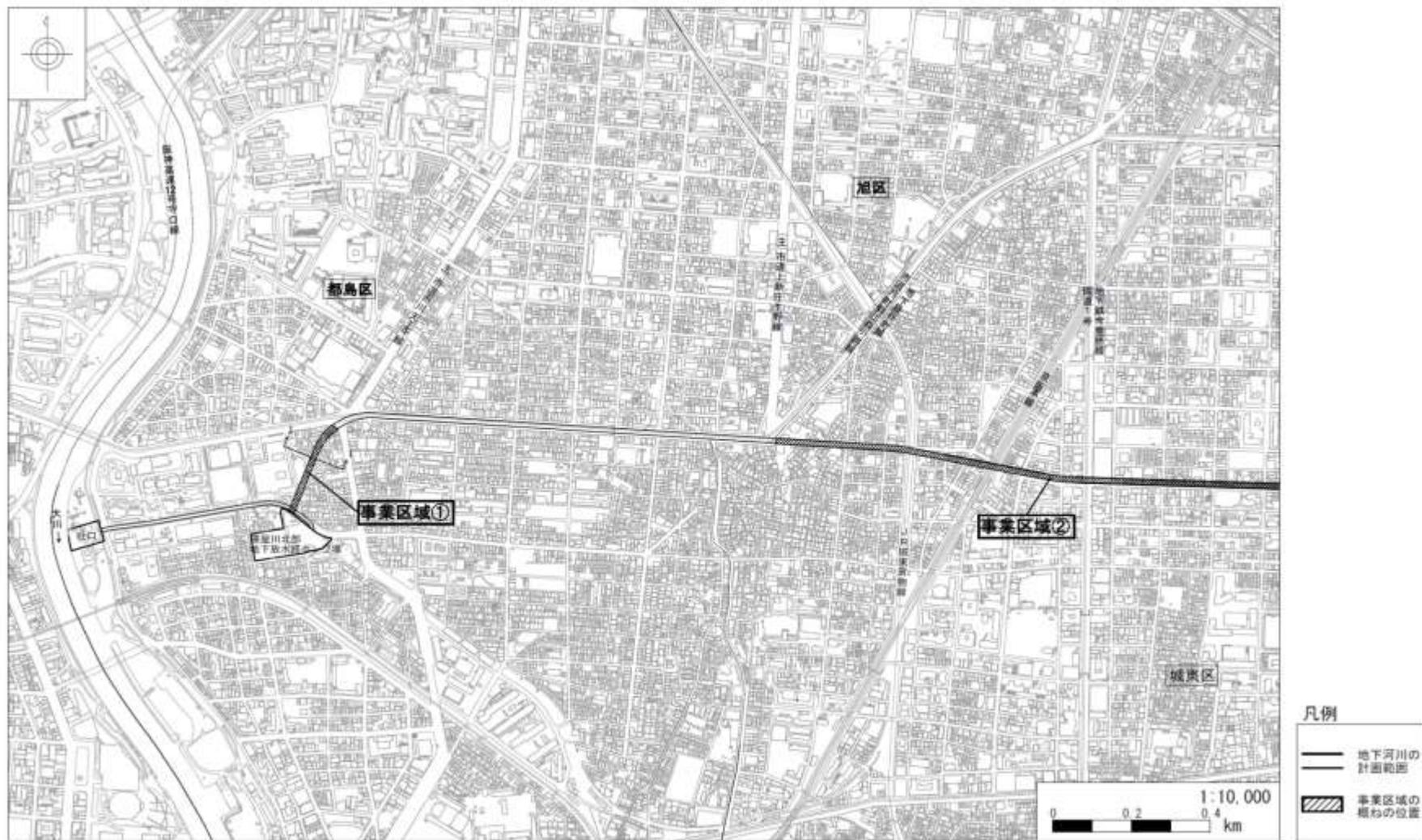
(4) 施設概要

1. 計画延長 : 約14.3km
2. 計画高水流量 : 250m³/秒
3. 最小曲線半径 : 100m
4. 最急縦断勾配 : 約1/37

6. 事業概要図

- (1) 平面図
- (2) 縦断図
- (3) 横断図

6. 事業概要書（平面図1 / 6）

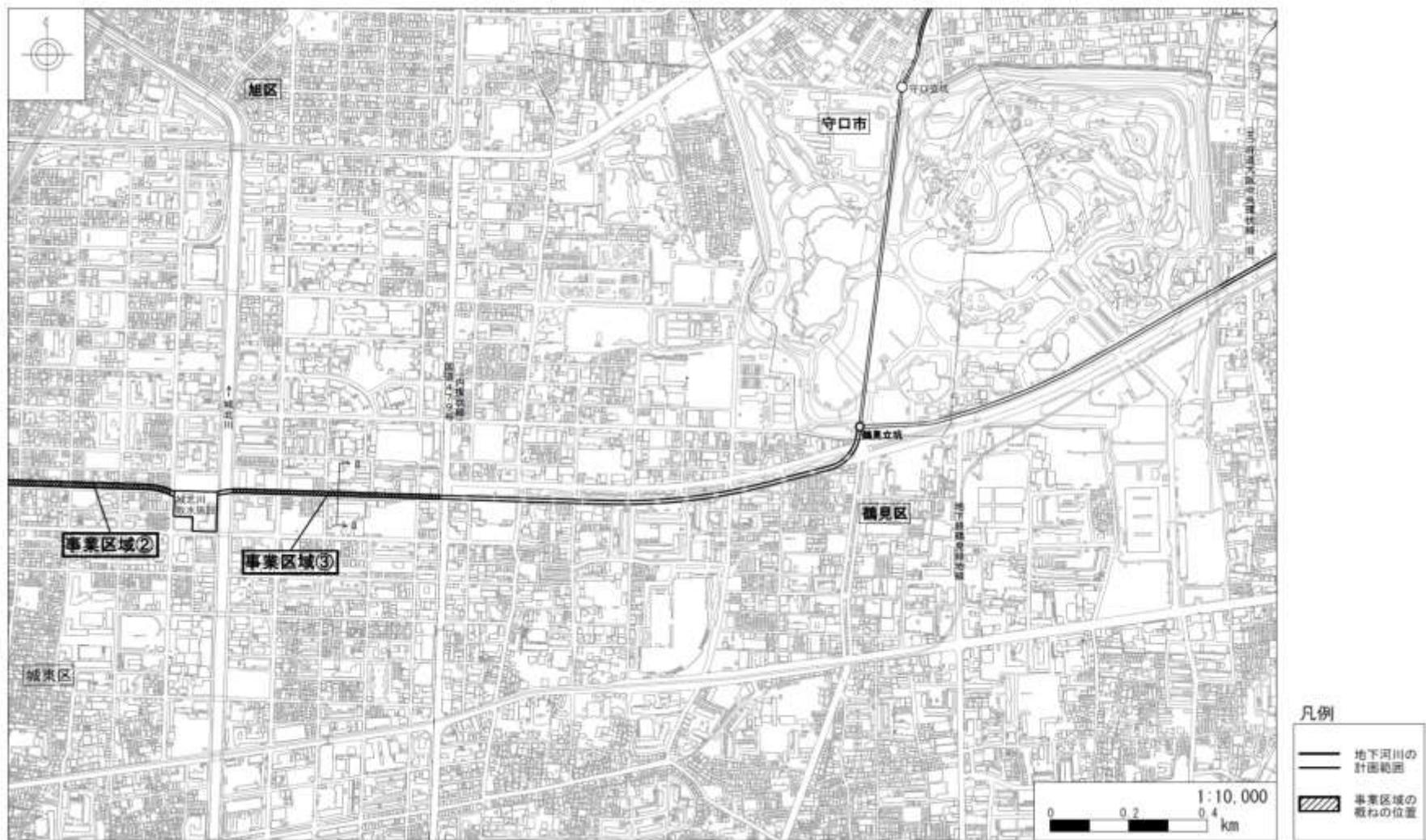


◎図中における事業区域

大阪市都島区 中野町五丁目、都島本通二丁目

大阪市城東区 野江三丁目、野江四丁目、成育三丁目、成育二丁目、関目一丁目、関目二丁目

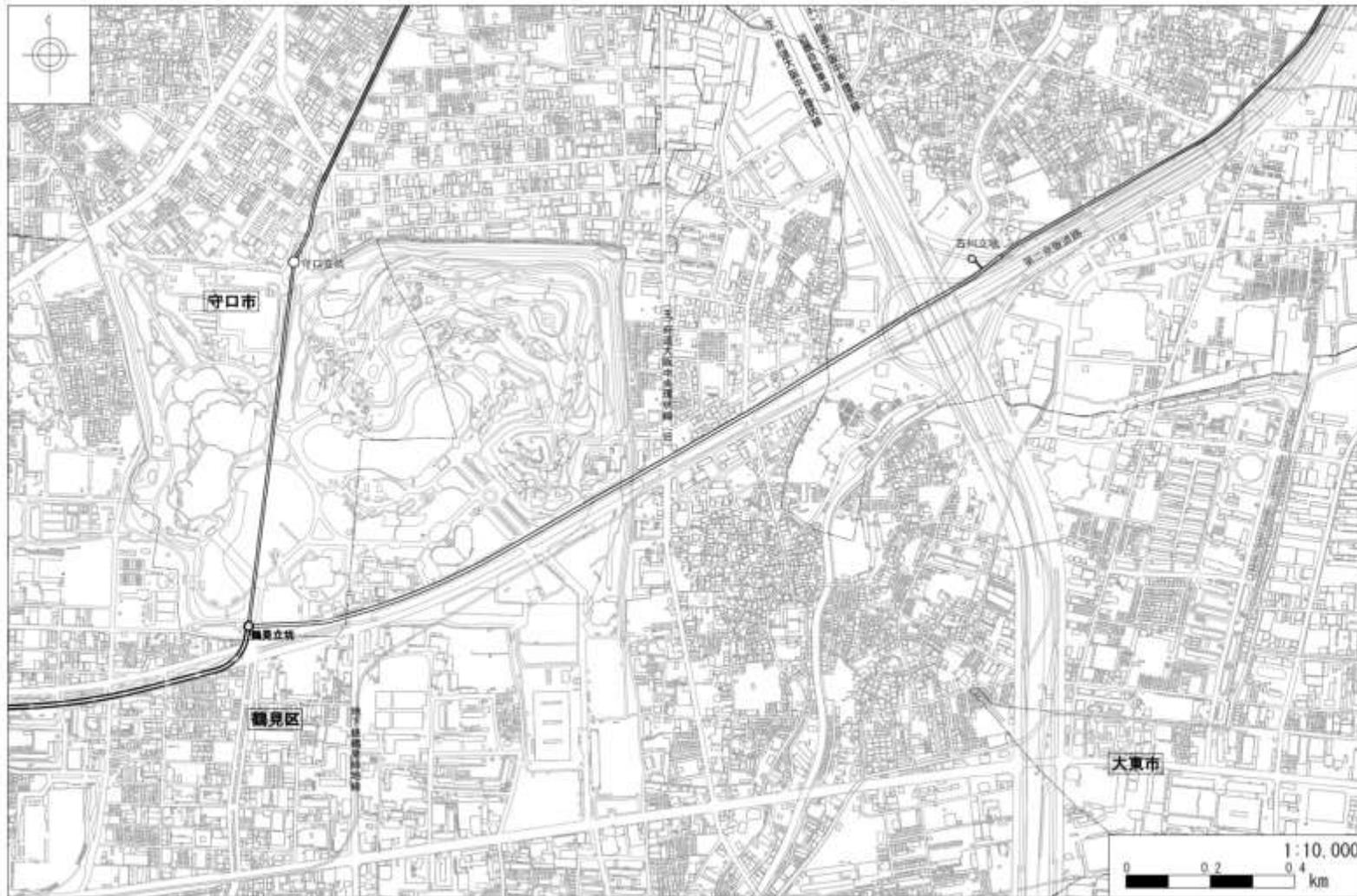
6. 事業概要書（平面図2／6）



◎図中における事業区域

大阪市城東区 関目一丁目、関目二丁目、古市一丁目

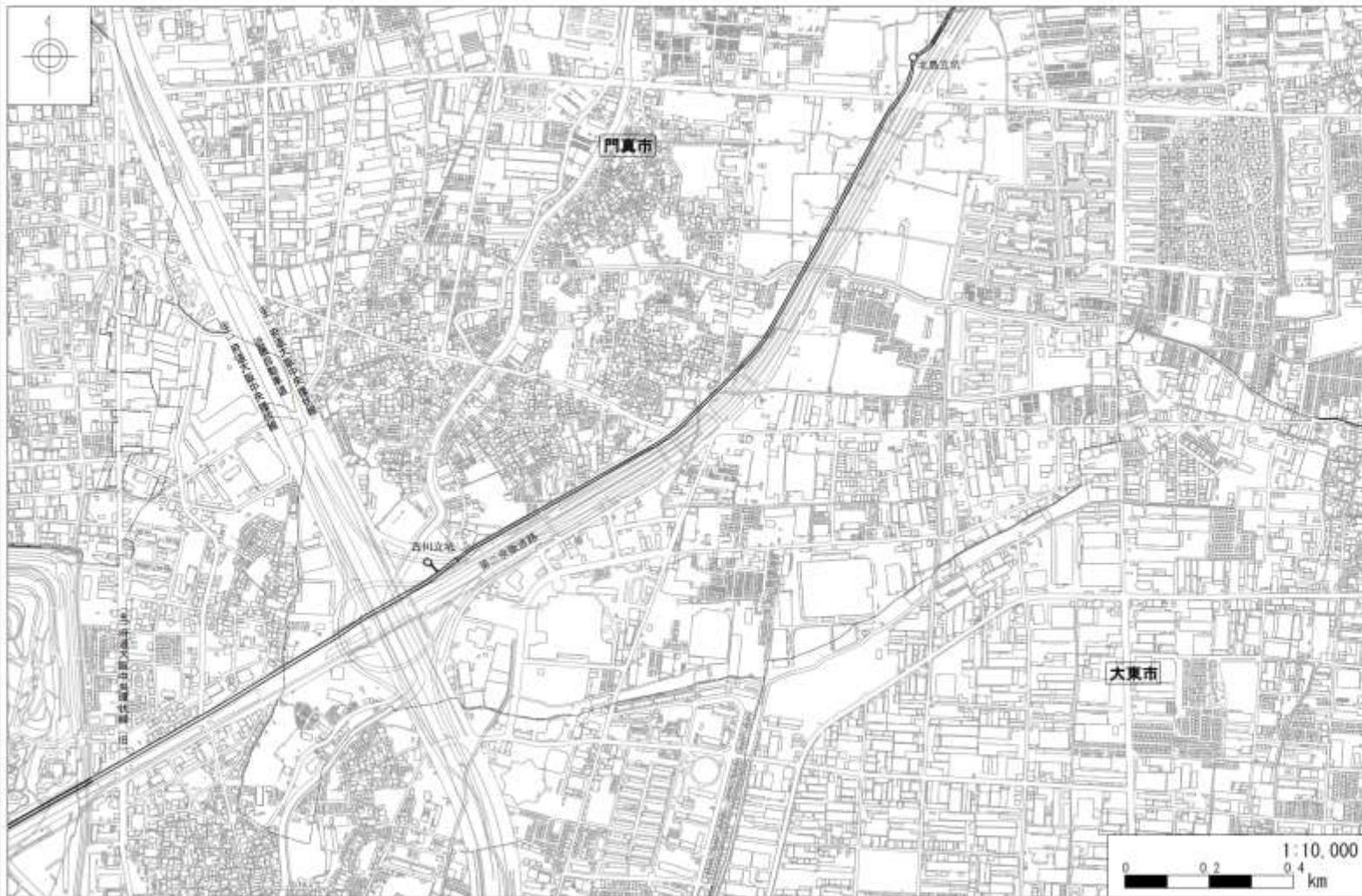
6. 事業概要書（平面図 3 / 6）



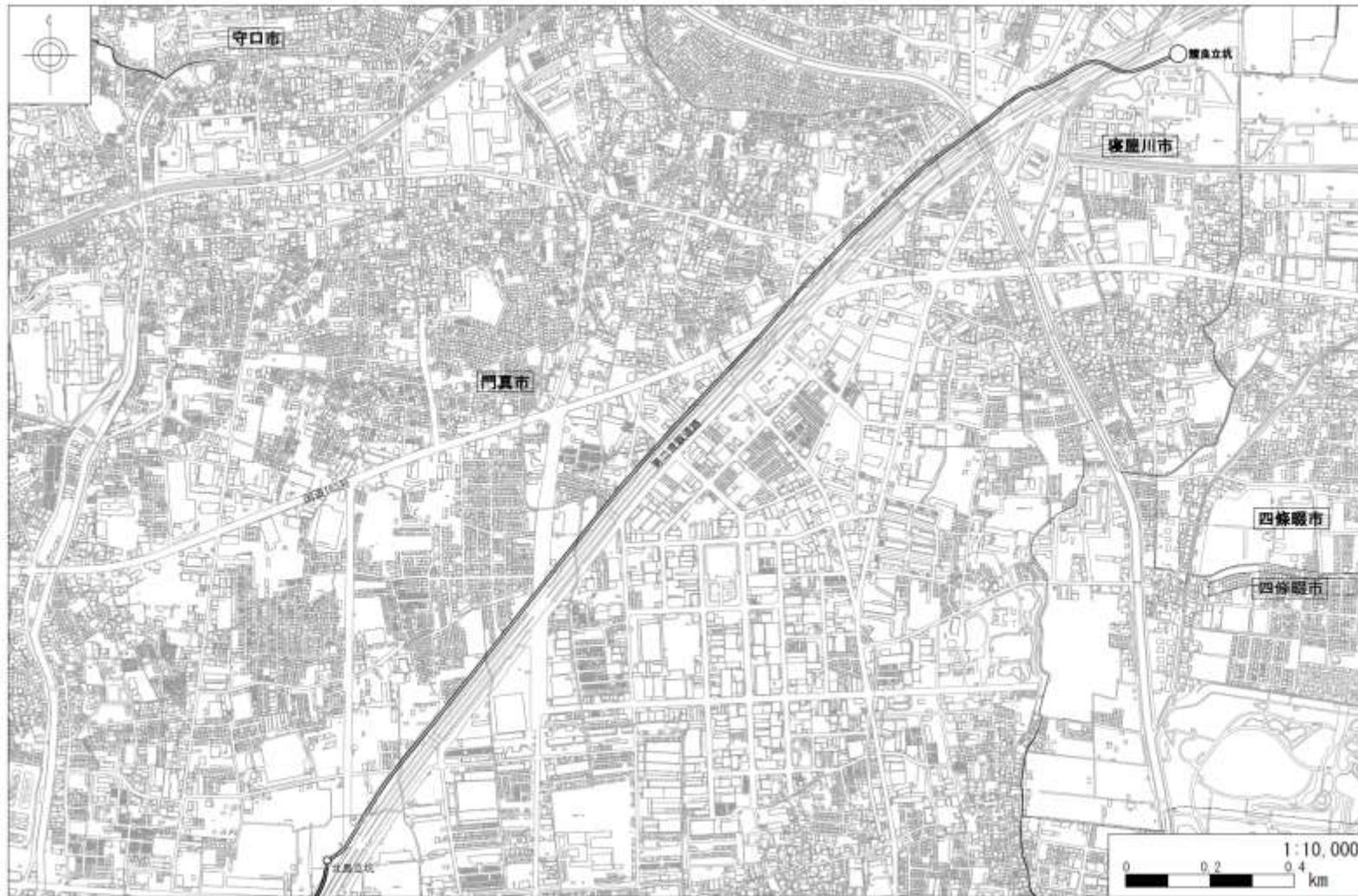
凡例

- 地下河川の計画範囲
- ▨ 事業区域の概ねの位置

6. 事業概要書（平面図4 / 6）



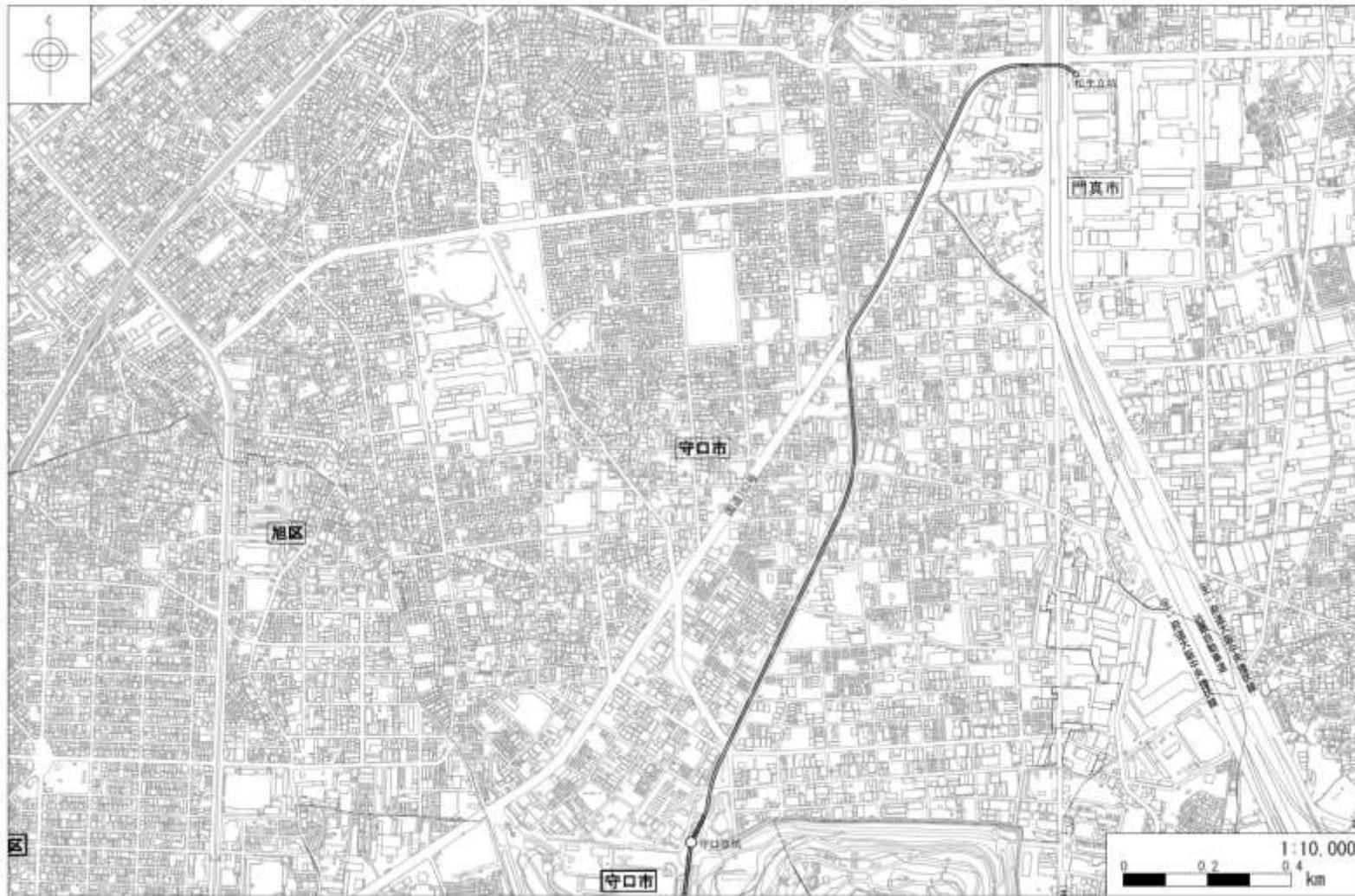
6. 事業概要書（平面図5／6）



凡例

	地下河川の計画範囲
	事業区域の板敷の位置

6. 事業概要書（平面図 6 / 6）

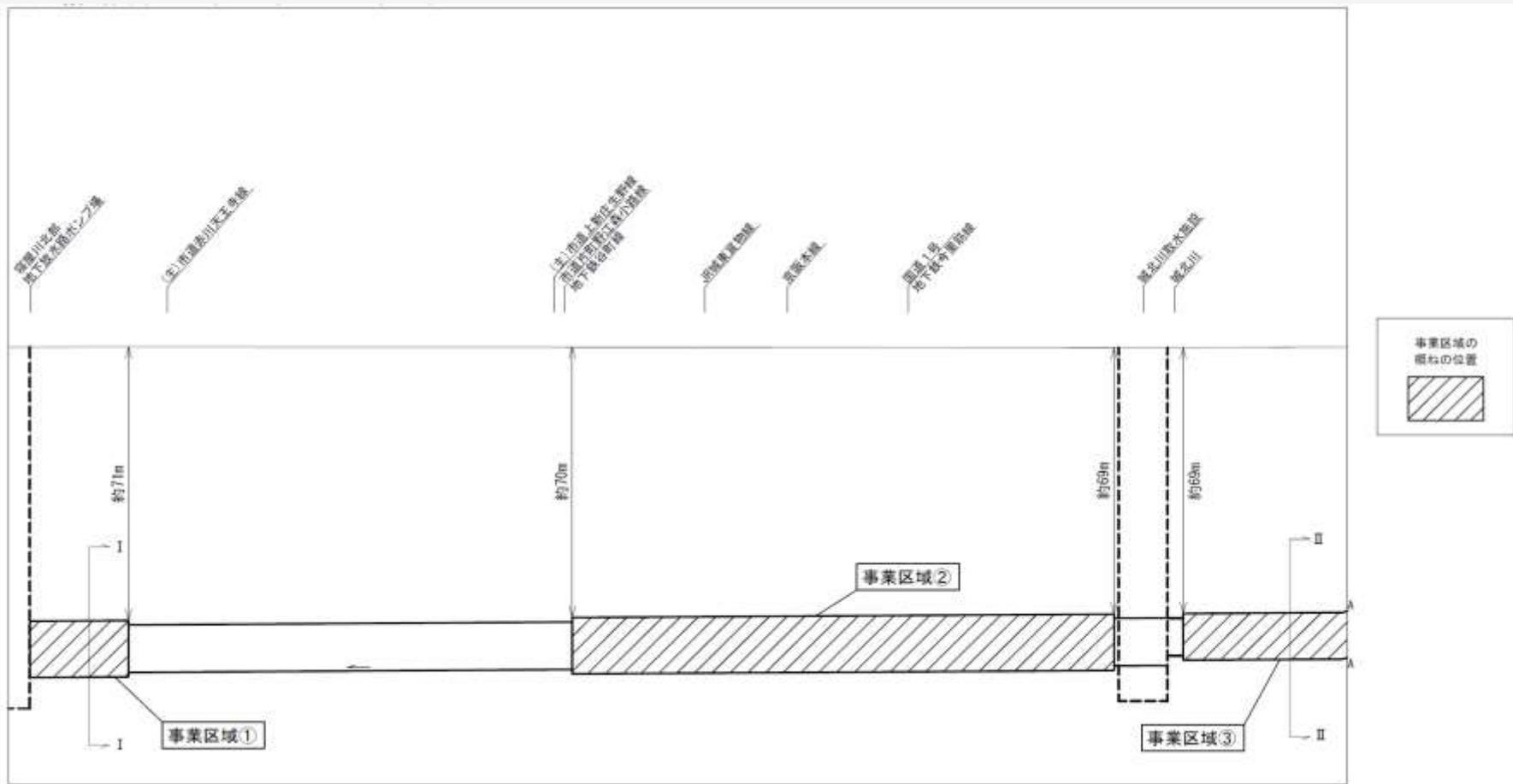


6. 事業概要書（平面図の記載）

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。

6. 事業概要書（縦断図 1 / 5）

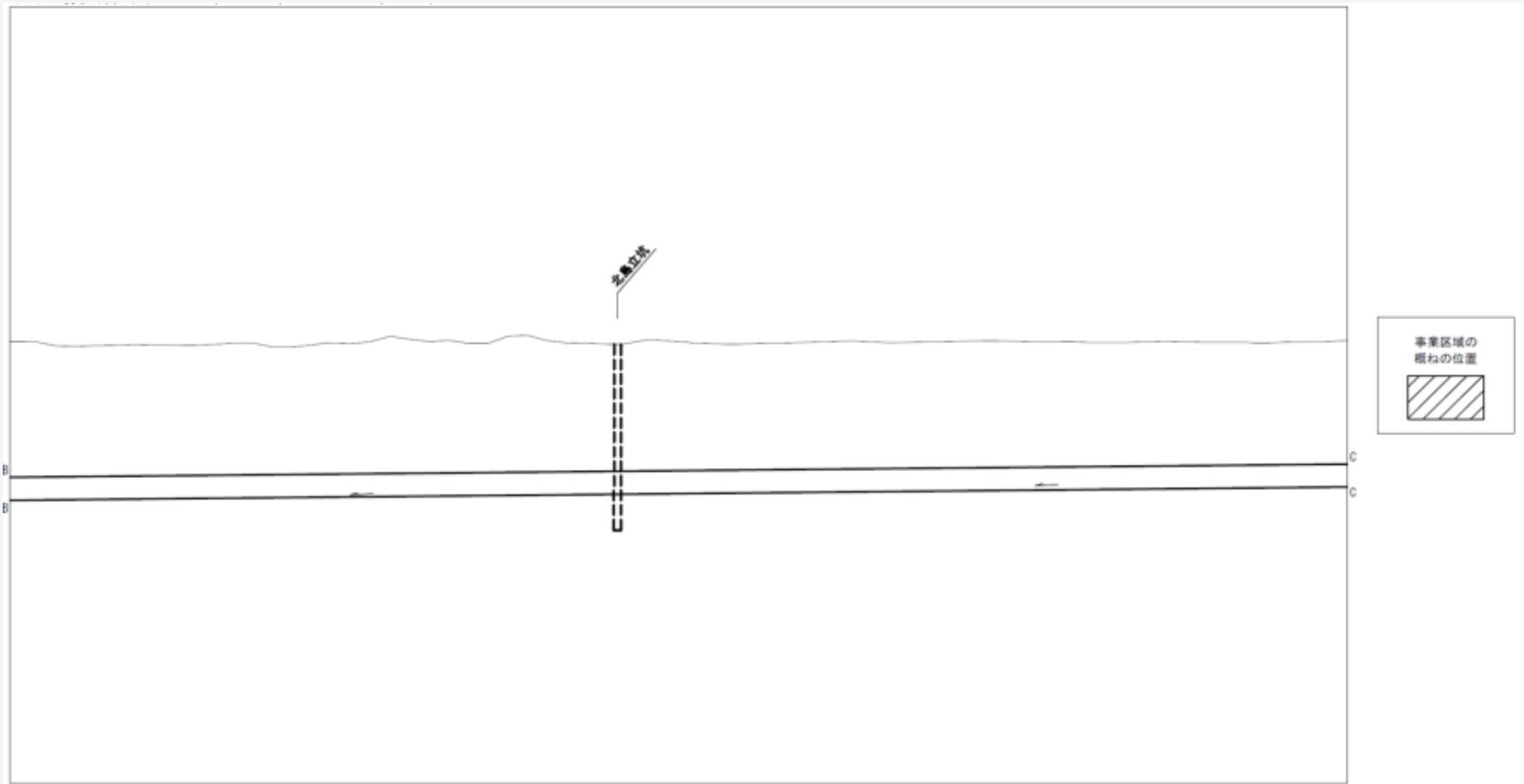


◎図中における事業区域

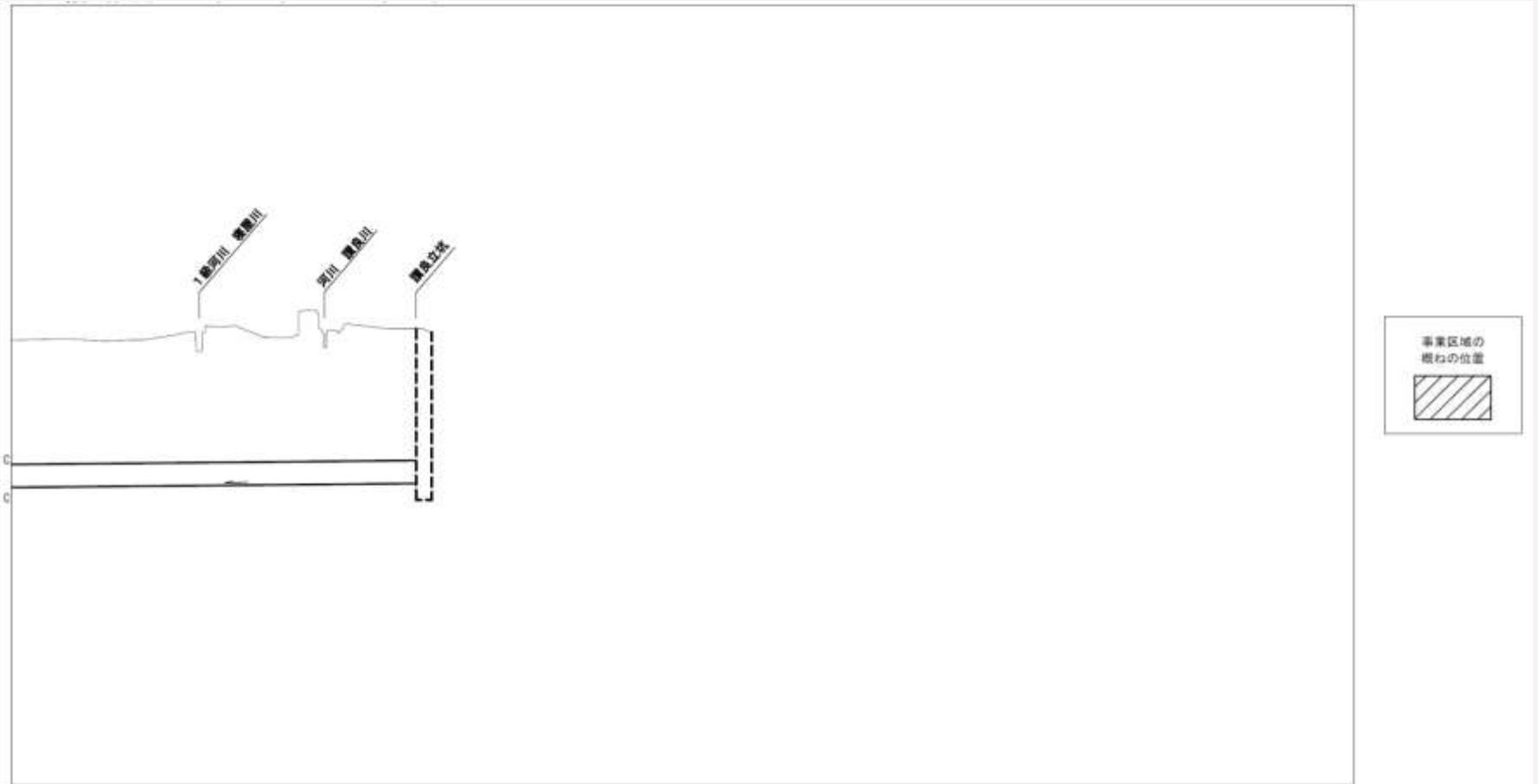
大阪市都島区 中野町五丁目、都島本通二丁目

大阪市城東区 野江三丁目、野江四丁目、成育三丁目、成育二丁目、関目一丁目、関目二丁目、古市一丁目

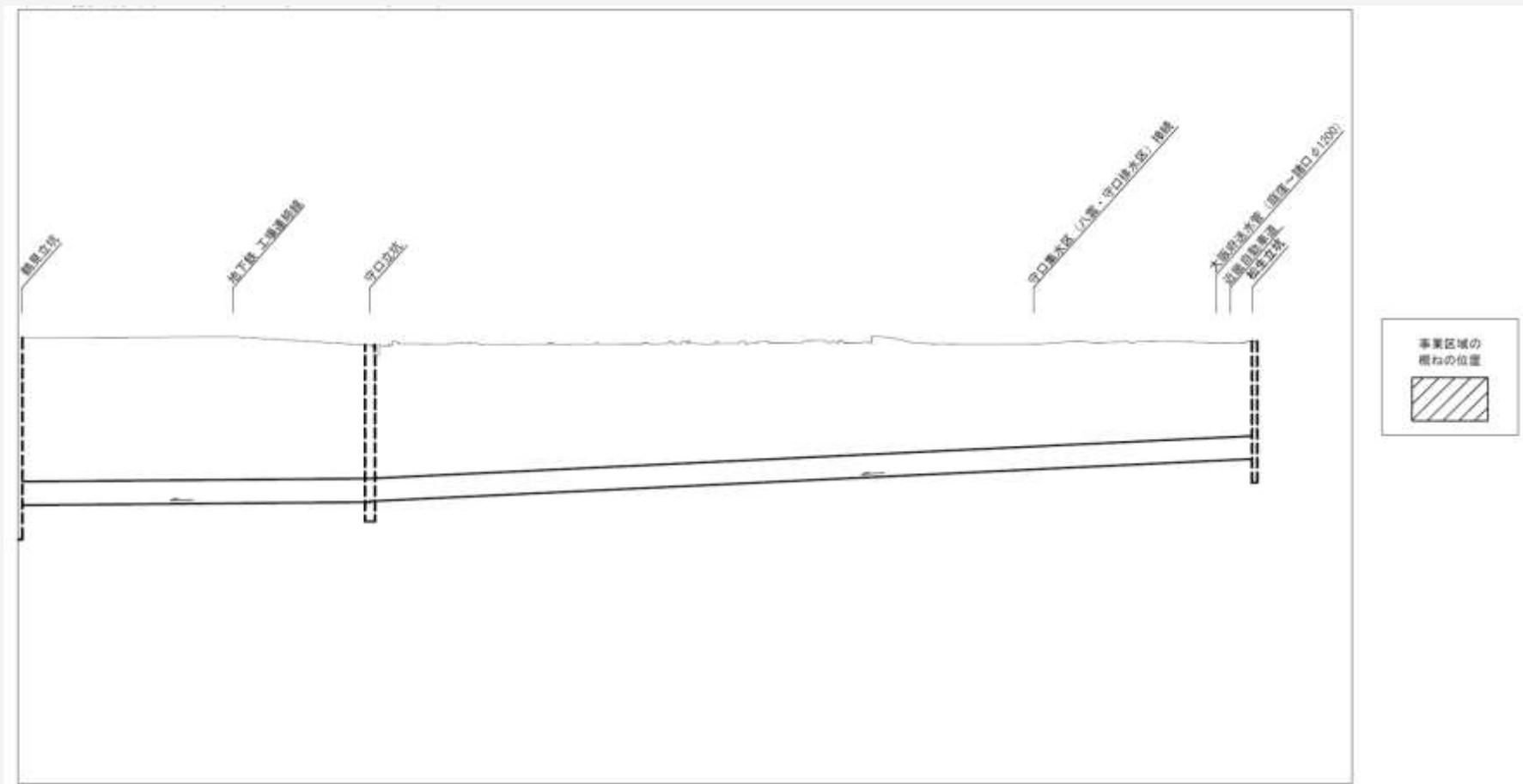
6. 事業概要書（縦断図 3 / 5）



6. 事業概要書（縦断図 4 / 5）



6. 事業概要書（縦断図 5 / 5）



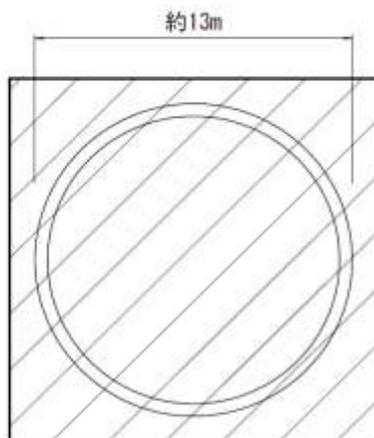
6. 事業概要書（縦断図の記載）

- ※ 本図は大深度地下の公的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図及び過去の測量図によるものであり、多少の誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図及び過去の測量図によるものであり、多少の誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。

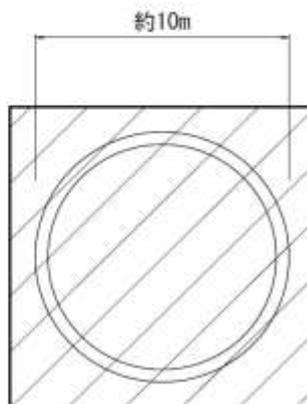
6. 事業概要書 横断図（標準部）

I - I 断面



寝屋川北部地下河川

II - II 断面



寝屋川北部地下河川

 : 事業区域の概ねの位置

※この断面は、平面図および縦断図における

I - I・II - II断面を示しております。

7. 大深度地下使用法手続きについて

事前の事業間調整

- 計画の概要や概ねの事業区域を記載した「事業概要書」を公示・縦覧し、大深度地下使用法の対象となる事業者（道路、鉄道などの公益となる事業）を対象に、事業の共同化や事業区域の調整等の申出を募集
- 調整の申出があれば事業者との調整

（現地調査等）

- 地質調査、物件（井戸）調査
- 関係機関との調整

大深度地下使用の許可申請

（審査等）

- 認可庁（国土交通省）による審査
・ 申請書の公示・縦覧、利害関係人の意見書提出、関係行政機関の意見の聴取等

大深度地下使用の許可（使用权の設定）

8. 事前の事業間調整手続きについて（法第12条）

